

栃木県スポーツコミッション設立趣意書

○近年、本県におけるスポーツを取り巻く状況は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック及びいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催によるスポーツに対する県民の機運向上と「新しいとちぎ」づくりへの期待や県民総スポーツの推進拠点たる「総合スポーツゾーン」の完成、また、県内プロスポーツや社会人、学生スポーツの活躍と有望選手の輩出など、本県がスポーツを活用した取組を進めるための環境が整っています。

○42 年ぶりの開催となった第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び本県で初めての開催となった第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」では、「夢を感動へ。感動を未来へ。」のローガンのとおり、全国から参加した選手たちの連日の熱戦が多くの県民の記憶に残るとともに、日本一のおもてなしや環境配慮への取組、徹底した新型コロナウイルス感染防止対策などにより、未来につなぐ大会とすることができたところであり、今後は両大会を契機として創り出された様々な有形・無形のレガシーを確実に継承し、「新しいとちぎ」づくりにどのようにつなげていくかが課題です。

○そのため、国の「スポーツツーリズム推進基本方針」や全国のスポーツツーリズムに対するニーズの高まりも踏まえながら、県内外からの交流人口拡大に向けて、栃木県、25 市町をはじめ、プロスポーツチームやスポーツ団体、大学、民間企業や観光団体などとの官民連携のもとに、『栃木県スポーツコミッション』を設立し、にぎわいあふれ、県民がふるさとに愛着と誇りを持てるとちぎを目指し、本県のスポーツを活用した地域活性化に積極的に取り組んで参ります。

栃木県スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本会は、栃木県スポーツコミッション（以下「コミッション」という。）と称する。

(目的)

第2条 コミッションは、栃木県のスポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツイベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、県内外からの交流人口の拡大等による地域活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 コミッションは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会、スポーツイベント等の誘致・開催支援に関する事
- (2) スポーツ合宿等の誘致・開催支援に関する事
- (3) 県内スポーツ施設、スポーツイベント等の情報発信に関する事
- (4) その他コミッションの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 コミッションの会員は、別表の団体とする。

(役員)

第5条 コミッションに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、栃木県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、栃木県生活文化スポーツ部長及び公益財団法人栃木県スポーツ協会理事長をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、コミッションを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、次の事項について審議する。
- (1) この規約の改廃に関する事。
 - (2) コミッションの事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) その他コミッションの運営に係る重要な事項に関する事。

- 3 総会の議長は、会長又は会長が別に指名する者がこれに当たる。
- 4 総会の議事については、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。この場合においては、前項の規定を準用し、同項中「出席会員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

(会長の専決処分)

第8条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 専決処分された事項は、直後の総会で報告するものとする。

(事業年度)

第9条 コミッションの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 コミッションの事務局は、栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課及び公益財団法人栃木県スポーツ協会が担い、事務所を栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、設立の日から施行する。
- 2 コミッション設立時の事業年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。

栃木県スポーツコミッション取組方針

①大規模大会を含む、様々なスポーツ大会・イベント等の誘致

県内資源の有効活用を図り、本県において、多くの参加者や観客が見込まれるスポーツ大会やイベントなどが開催されるよう、情報収集や施設調整等に取り組むほか、開催費用の一部を助成するなど、円滑な開催に向けた支援を行います。

②スポーツ合宿等の誘致

県外のスポーツチーム・団体等が行うスポーツ合宿が県内のスポーツ施設等で行われるよう、戦略的な誘致に取り組むほか、合宿時の宿泊費用の一部助成に加え、練習相手の確保支援やとちぎスポーツ医科学センターの活用などにより、他県との差別化を図り、合宿地として選ばれる仕組みづくりに取り組むとともに、円滑な実施に向けて各種支援を行います。

③テーマ別スポーツツーリズムの推進

本県において、スポーツツーリズムが普及し、今後継続的に推進されるためには、流行や消費者ニーズに応えるテーマ別スポーツツーリズムへの対応が重要であることから、競技特性や様々なスポーツツーリズムのニーズを捉え、戦略的にテーマ別スポーツツーリズムの推進に取り組みます。

④スポーツと組み合わせた観光・地域づくり等の推進

スポーツと観光を組み合わせた取組を進めることにより、スポーツを目的として本県を訪れる方々に対して、新たな付加価値を創出することで、観光にもつながるよう取り組むほか、スポーツを活用した魅力ある地域づくり等にも取り組みます。

⑤県民協働によるスポーツツーリズムの推進

県内においてスポーツボランティアへの関わりを希望する県内外の方が活躍できる仕組みづくりに取り組むほか、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金」への寄附の受入れなど、県民等からの支援を効果的に施策に反映しやすい仕組みを構築します。

⑥その他

その他、スポーツコミッションの目的を達成するために必要な事業を行います。